

令和2年 6月17日

盛岡・紫波地区環境施設組合地球温暖化対策実行計画

進捗状況について

地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）に基づき平成30年4月に策定しました。当組合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類のガスのうち、二酸化炭素のみ排出しているため、二酸化炭素を対象としております。

本計画は基準年度を平成28年度とし、計画期間を平成30年度から平成34年度(令和4年度)までの5年間、目標として平成34年度(令和4年度(最終年度))の二酸化炭素の排出量を基準年度(28年度)比5%減としています。

令和元年度の二酸化炭素排出量は25,278t・CO₂/年で、基準年度(24,717t・CO₂/年)比約2%増)となりました。この原因としては、基準年度と比べてコークスを始めとするエネルギー使用量の減により、エネルギー起源のCO₂排出量が下がったものの、非エネルギー起源である一般廃棄物(に含まれるプラスチックと合成繊維)の処理量が増えていることが起因と考えられます。

今後ともエネルギーの削減により二酸化炭素排出量を減らしていきたいと考えます。